
第3編 事故対策編

<目 次>

第1章 総則.....	3-1
第1節 計画の目的.....	3-1
第2節 計画の位置づけ.....	3-2
第3節 町地域防災計画の作成又は修正.....	3-3
第2章 海上災害対策計画.....	3-4
第1節 海上災害予防対策計画.....	3-4
第2節 海上災害応急対策計画.....	3-6
第3節 海上災害復旧対策計画.....	3-12
第3章 航空災害対策計画.....	3-13
第1節 航空災害予防対策.....	3-13
第2節 航空災害応急対策計画.....	3-15
第4章 鉄道災害対策計画.....	3-18
第1節 鉄道災害予防対策.....	3-18
第2節 鉄道災害応急対策計画.....	3-20
第3節 鉄道災害復旧対策計画.....	3-23
第5章 道路災害対策計画.....	3-24
第1節 道路災害予防対策.....	3-24
第2節 道路災害応急対策計画.....	3-26
第3節 道路災害復旧対策計画.....	3-28
第6章 危険物等災害対策計画.....	3-29
第1節 危険物等災害予防対策.....	p 3-29
第2節 危険物等災害応急対策計画.....	3-33
第3節 危険物等災害復旧対策計画.....	3-36
第7章 大規模な火事災害対策計画.....	3-37
第1節 大規模な火事災害予防対策.....	3-37
第2節 大規模な火事災害応急対策計画.....	3-41
第3節 大規模な火事災害復旧対策計画.....	3-44
第8章 林野火災対策計画.....	3-45
第1節 林野火災予防対策計画.....	3-45
第2節 林野火災応急対策計画.....	3-48
第3節 林野火災復旧対策計画.....	3-51

第1章 総則

第1節 計画の目的

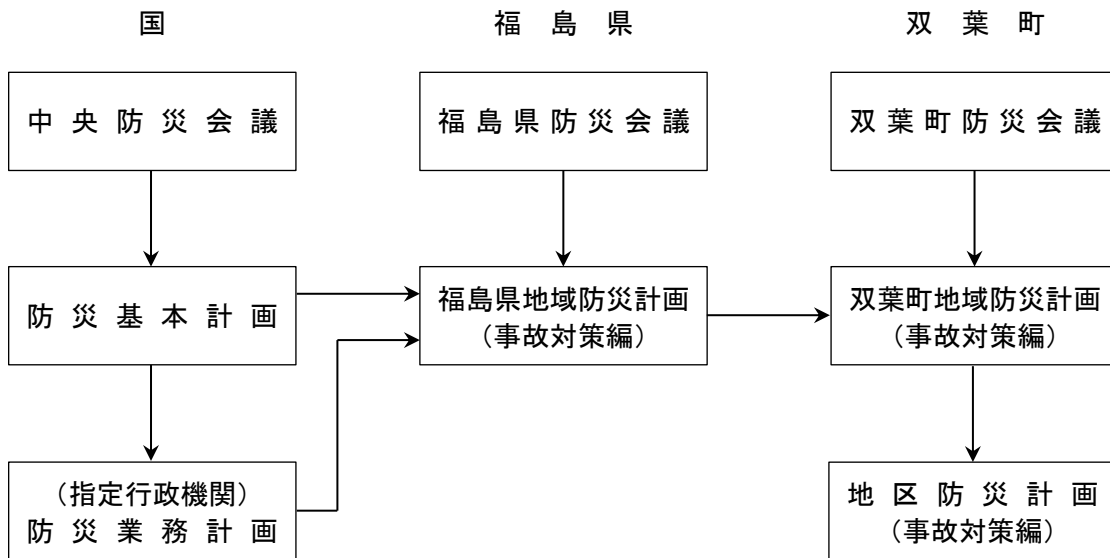
「事故対策編」は、町内の海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下、この章において「事故災害」という。）に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

なお、この章に定められていない事項については、「第1編第1章」の定めによるものとする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画のうち、事故災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、福島県地域防災計画と連携した、町の地域に関する計画である。

図表3-1 国、県、双葉町における防災会議と防災計画（事故対策編）の位置づけ



1 **第3節 町地域防災計画の作成又は修正**

2 このことについては、「第1編第1章第1節4」を参照するものとする。

第2章 海上災害対策計画

この計画は、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 海上災害予防対策計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に応じた通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

- ア 町及び防災関係機関は、海上災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 町、防災関係機関及び海上運送事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ア 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- イ 町は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

- ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備

1 　　　　　に努める。

2 　　　イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

3 **(5) 福島県沿岸排出油等防除協議会**

4 　　　　　海上災害等の派生予防のため、福島県沿岸排出油等防除協議会(以下、「防除協議会」
5 　　　　　という。)など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応で
6 　　　　　きるよう努める。

7 **(6) 危険物等の大量流出時における防除活動**

8 　　　　　町は、化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油
9 　　　　　防除用資機材等の整備に努める。

10 　　　　　消防本部は、海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとす
11 　　　　　る。

12 **(7) 防災訓練の実施**

13 　　　　　町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、
14 　　　　　県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油
15 　　　　　防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

16 **2 要配慮者対策**

17 　　　　　町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
18 　　　　　防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
19 　　　　　自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連
20 　　　　　携した支援体制の整備に努める。

第2節 海上災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム7 海上災害」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、「第1編第3章第1節」により、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

ア 町は、海上災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第1編第3章第5節」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

イ 消防本部は、海上災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、町は、「第1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

1 ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防
2 本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて
3 相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）
4 救護活動を実施する。

5 また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救
6 護を行うものとする。

7 イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、福島海上保安部等と連携
8 し、救助・救急活動を行うものとする。

9 (2) 消火活動

10 ア 消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消
11 火活動を行うものとする。

12 イ 消防本部又は福島海上保安部は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨
13 を通報するものとする。

14 ウ 消防本部は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定
15 の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に
16 連携して消火活動を行うものとする。

17 エ 町は、必要な場合、県に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要
18 請する。

19 オ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援
20 の迅速かつ円滑な実施に努める。

21 4 危険物等の大量流出に対する応急措置

22 (1) 町のとるべき措置

23 ア 防除活動への協力等

24 海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機
25 材を関係機関に提供するものとする。

26 イ 沿岸地先海面の監視

27 流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行う。

28 ウ 防除協議会への参画

29 防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、町は、職員を総合調整本部に派遣し、
30 防除活動の調整に参画するものとする。

1 エ 漂着油等の応急処理

2 漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の
3 除去作業等応急の措置を行う。

4 (2) 消防本部のとるべき措置

5 ア 沿岸地先海面の警戒

6 流出油等の被害及び流出油火災が沿岸におよぶおそれのある地先海面の警戒に当たる
7 ものとする。

8 イ 防除協議会への参画

9 防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、消防本部は、職員を総合調整本部に
10 派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

11 ウ その他の応急措置

12 町長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

13 5 ボランティアとの連携

14 ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、「第1編第3章第23節」により必要
15 な措置を講ずる。

16 6 災害広報

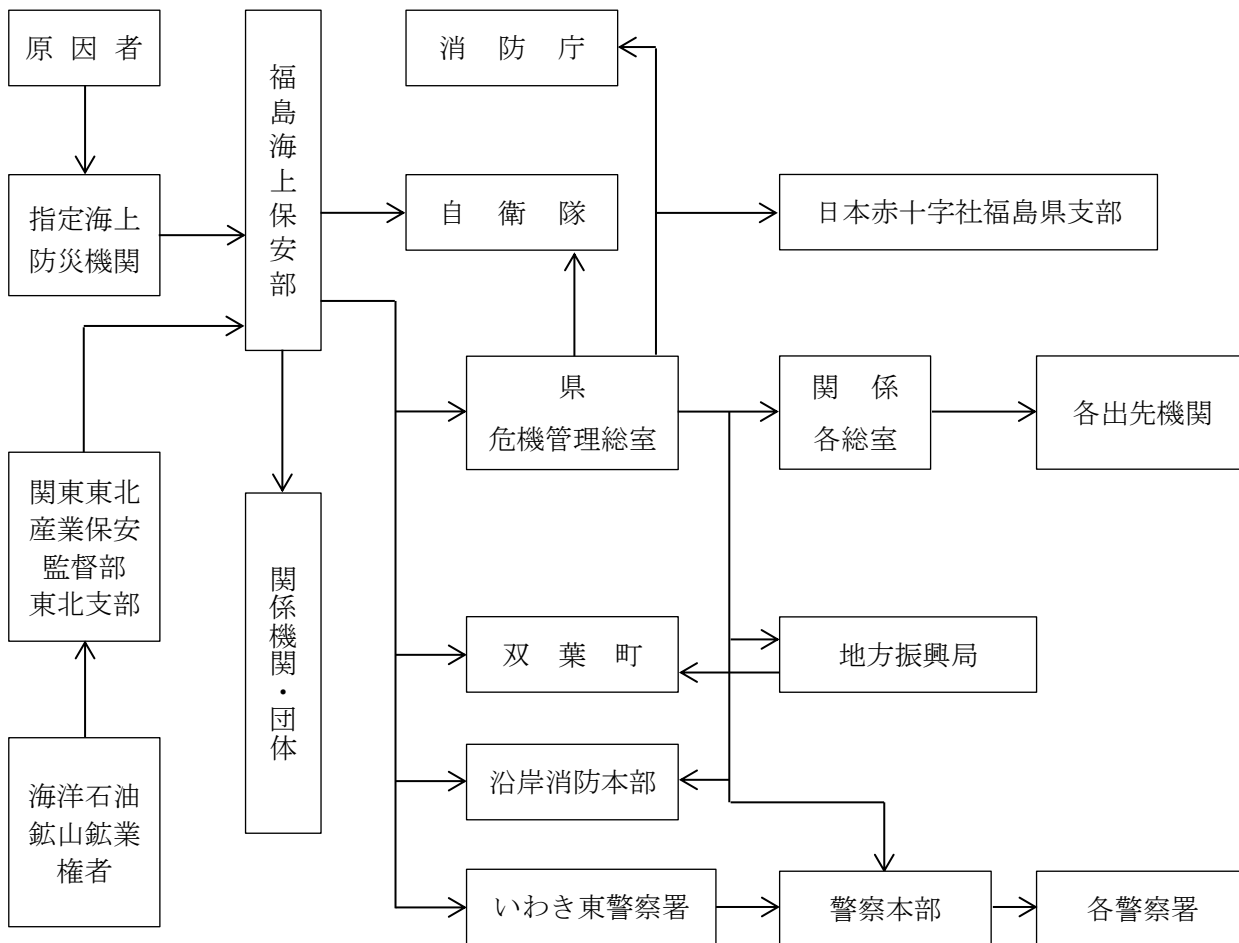
17 町は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着
18 するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火
19 気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被
20 災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必
21 要な措置を講ずるものとする。

22 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

23

1 海上災害情報伝達系統
2 I 災害の初期情報体系

図表 3-2 海上災害情報伝達系統



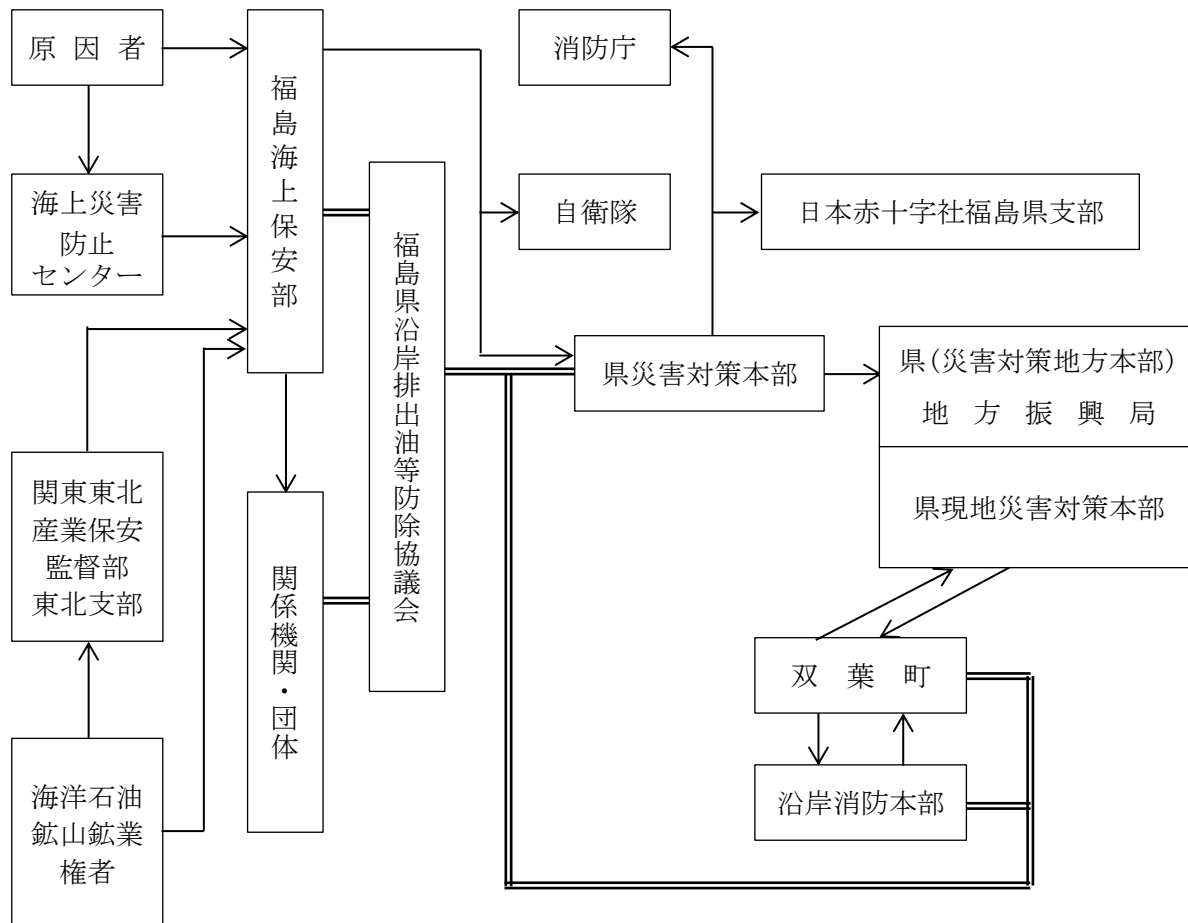
4

1 II 災害対策本部設置後の体系

2

3

図表 3-3 災害対策本部設置後の海上災害情報伝達系統



4

5

6

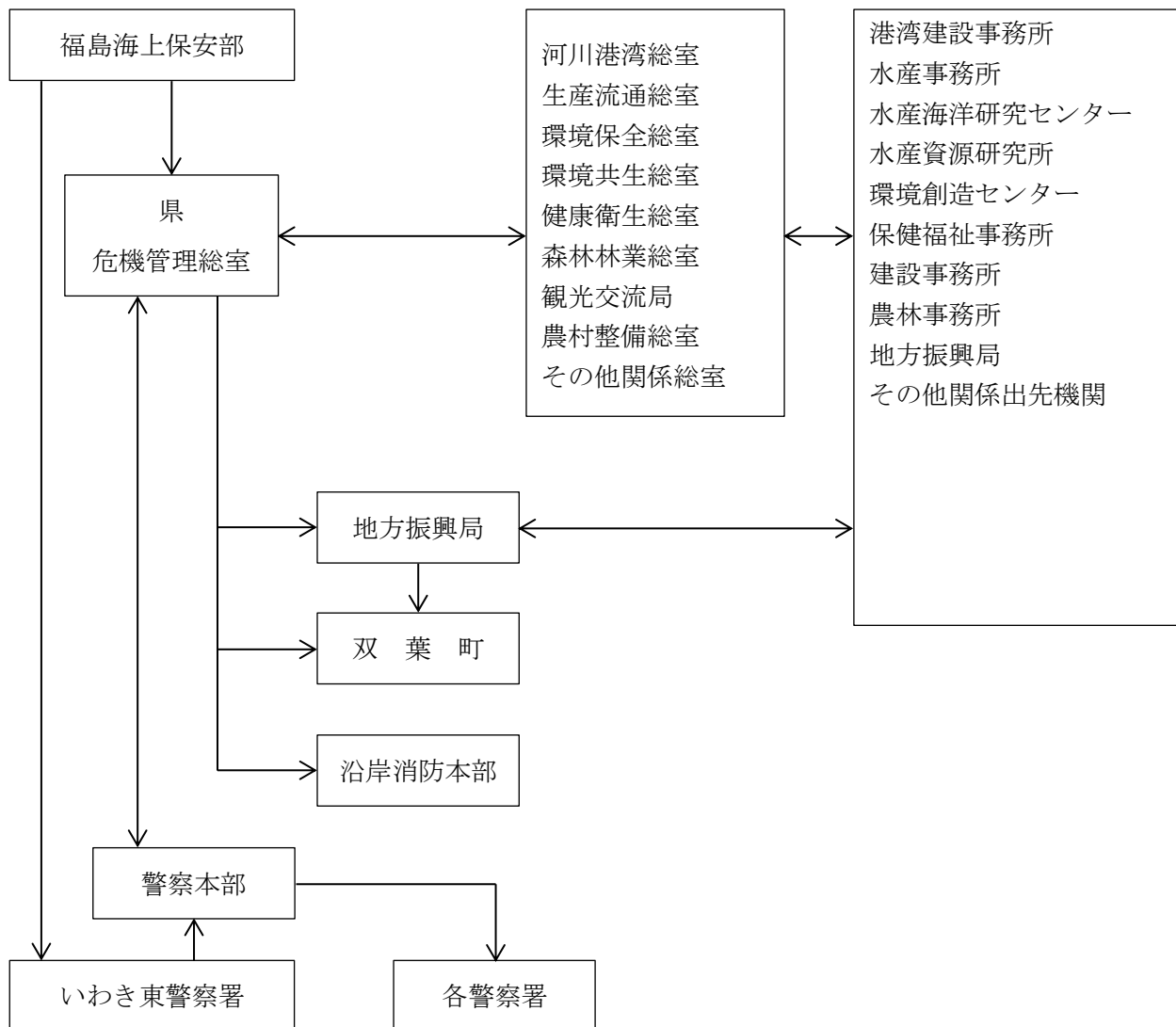
7

※ =は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

1 III 県関係機関連絡系統

2 図表 3-4 県関係機関連絡系統図

3



4 ※ この図（I～III）の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、
5 関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情
6 報交換を行うものとする。

7

8

1 **第3節 海上災害復旧対策計画**

2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できな
3 い場合には、「第1編第4章」の定めにより実施する。

4

第3章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 航空災害予防対策

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に応じた通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

- ア 町及び防災関係機関は、航空災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 町、防災関係機関及び航空運送事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ア 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- イ 町は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

- ア 消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努める。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

1 (5) 防災訓練の実施

2 町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、
3 県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油
4 防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

5 **2 要配慮者対策**

6 町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
7 防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
8 自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム6 航空災害」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、「第1編第3章第1節」により、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

ア 町は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第1編第3章第5節」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

イ 消防本部は、航空災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、町は、「第1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防

1 本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて
2 相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）
3 救護活動を実施する。

4 イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部等と連携し、救助・救急
5 活動を行うものとする。

6 (2) 消火活動

7 ア 消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消
8 火活動を行うものとする。

9 イ 町は、必要な場合、県に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要
10 請する。

11 ウ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援
12 の迅速かつ円滑な実施に努める。

13 4 事故現場の立ち入り制限

14 二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町
15 は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する

16 5 ボランティアとの連携

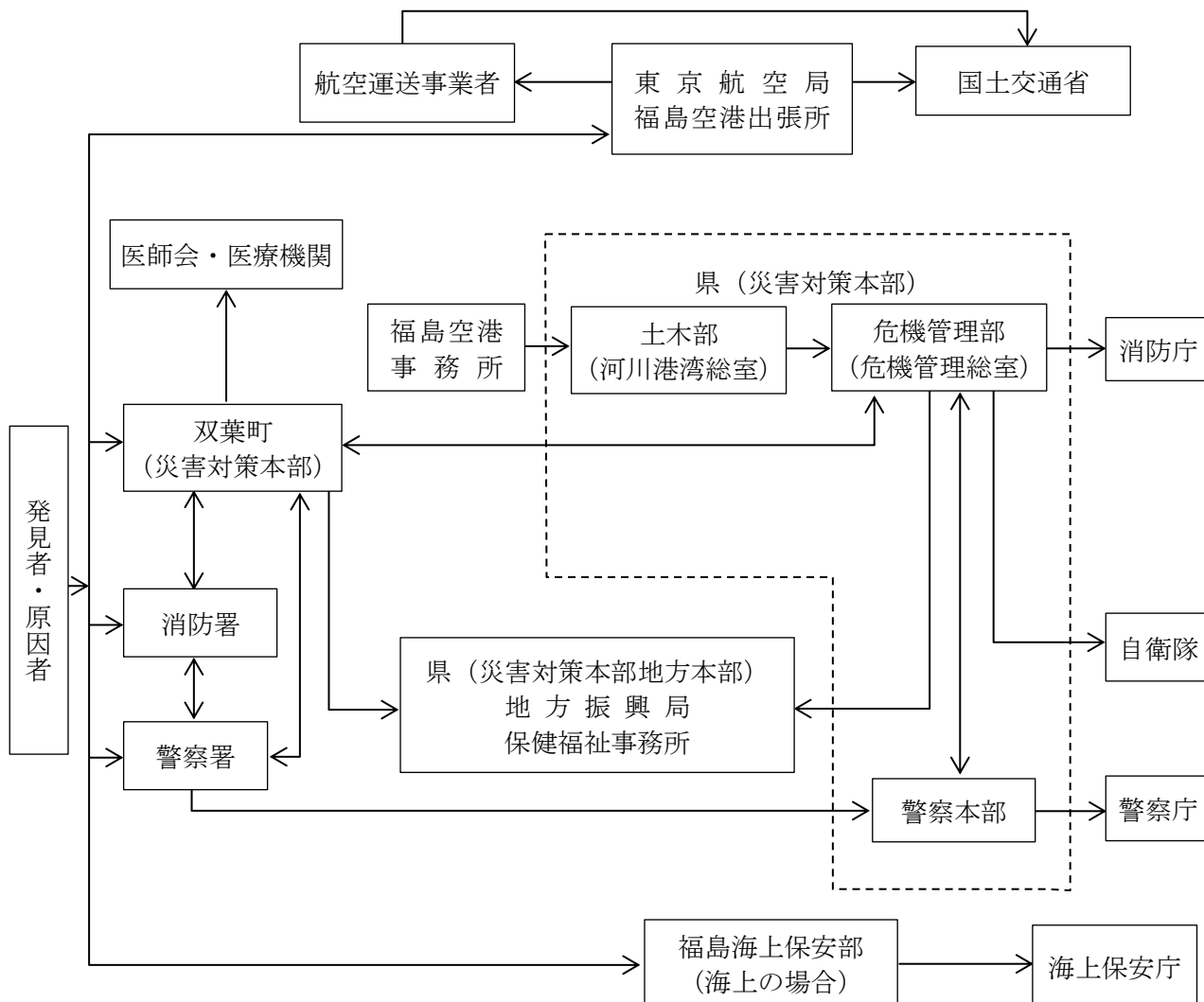
17 ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、「第1編第3章第23節」により必要
18 な措置を講ずる。

19 6 災害広報

20 町は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情
21 報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族
22 等に対し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を
23 講ずるものとする。

24 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。
25

図表 3-5 航空災害情報伝達系統図



※ この図（Ⅰ～Ⅱ）の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策

1 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

(2) 町、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

1 (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

2 被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携
3 強化を図る（「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」により実施する。）。

4 (4) 消防力の強化

5 ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、
6 消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

7 イ 消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

8 (5) 防災訓練の実施

9 町は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、町、県、防災関
10 係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等につい
11 て、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

12 **2 要配慮者対策**

13 町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
14 防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
15 自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統 - 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

「第1編第3章第1節」の定めにより、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(2) 相互応援協力

ア 町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第1編第3章第5節」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

イ 消防本部は、鉄道災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）

- 1 救護活動を実施する。
- 2 イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関
3 と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- 4 (2) 消火活動
- 5 ア 町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。
- 6 また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑
7 な消火活動の実施に努める。
- 8 イ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援
9 の迅速かつ円滑な実施に努める。
- 10 ウ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うも
11 のとする。

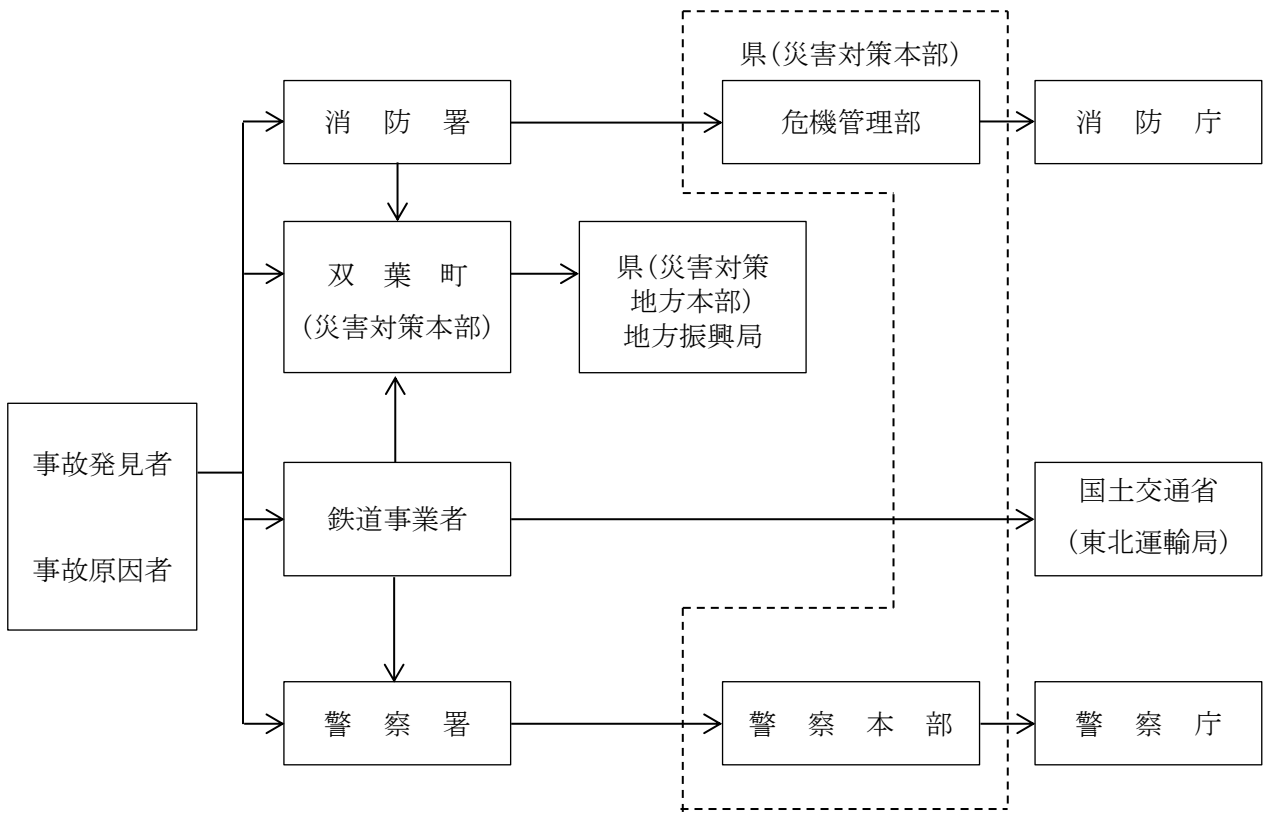
12 4 災害広報

- 13 町は、県、防災関係機関及び鉄道事業者と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情
14 報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切
15 に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- 16 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するもの
17 とする。

18

1
2

図表 3-6 鉄道災害情報伝達系統



3
4
5
6
7
8

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、
 応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第1編第4章」の定めにより実施する。

第5章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

- ア 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- イ 防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

- ア 町は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等と

1 の応援協定締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章
2 第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の
4 手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防
5 災訓練等を通じ習熟するものとする。

6 (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

7 被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携
8 強化を図る（「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」により実施する。）。

9 (4) 消防力の強化

10 ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、
11 消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

12 イ 消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

13 (5) 危険物等の流出時における防除活動

14 道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材
15 の整備促進に努める。

16 (6) 防災訓練の実施

17 町は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、町、県、防災関
18 係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等につい
19 て、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

20 4 防災知識の普及・啓発

21 道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災
22 害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

23 5 要配慮者対策

24 町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
25 防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
26 自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 町及び防災関係機関のとりべき措置

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

ア 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

(2) 町の活動体制

発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

ア 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

イ 町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、「第1編第3章第5節」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

ウ 消防本部は、道路災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難

1 と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消
2 防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

3 (4) 自衛隊の災害派遣要請

4 道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第
5 1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

7 (1) 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

8 ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防
9 本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて
10 相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）
11 救護活動を実施する。

12 イ 道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われ
13 るよう協力するものとする。

14 (2) 消火活動

15 ア 町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、相互応援協定等に基
16 づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

17 イ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援
18 の迅速かつ円滑な実施に努める。

19 ウ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うも
20 のとする。

21 エ 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協
22 力するものとする。

23 4 危険物の流出に対する応急対策

24 道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、県警察本部、
25 道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物によ
26 る二次災害の防止に努める。

27 5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

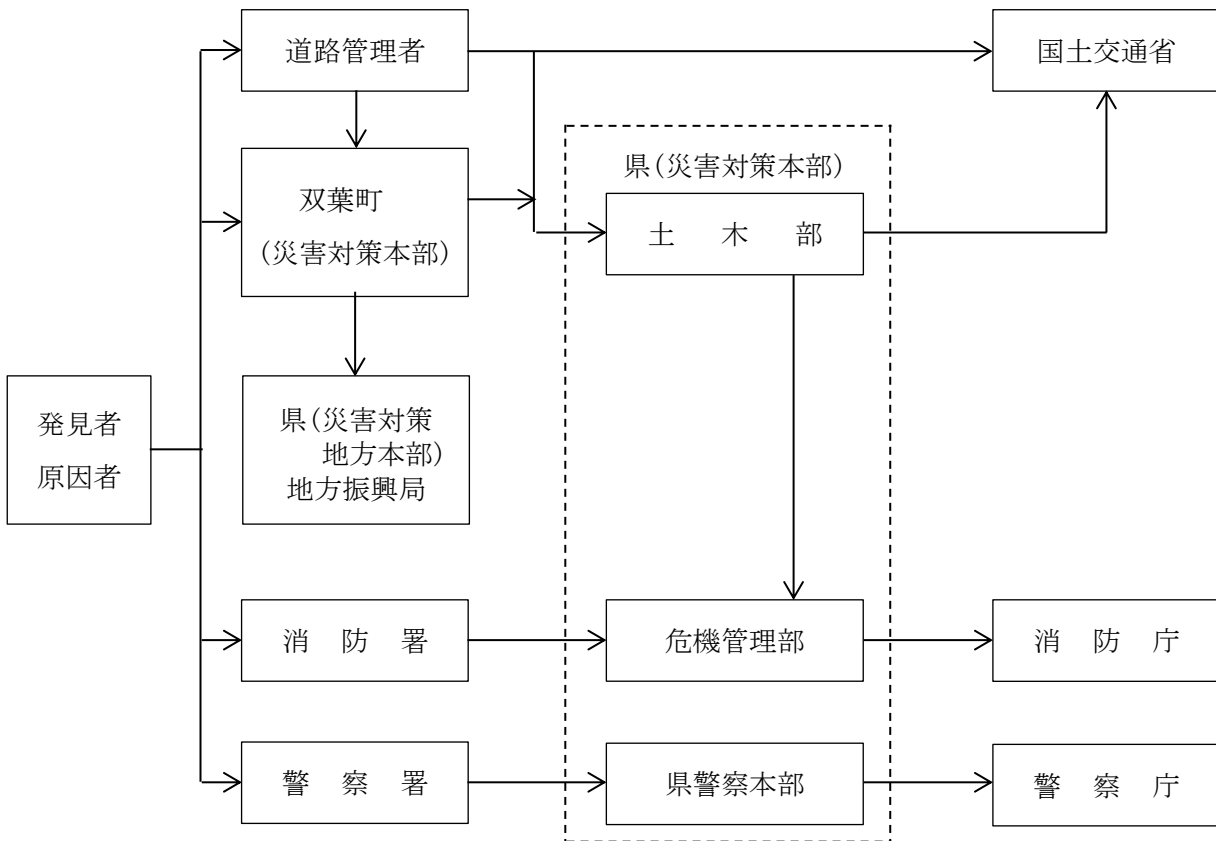
28 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害
29 の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 災害広報

町は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

図表 3-7 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3節 道路災害復旧対策計画

県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第1編第4章」の定めにより実施する。

第6章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「第2章」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「第4編」の定めるところによるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

(2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1 (1) 危険物

2 ア 事業者のとるべき措置

3 事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管
4 理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実
5 施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立
6 を図るものとする。

7 イ 町のとるべき措置

8 町は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査
9 を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

10 (2) 高圧ガス

11 事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等
12 の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者
13 に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る
14 ものとする。

15 (3) 毒物・劇物

16 事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施
17 設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害
18 予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

19 (4) 火薬類

20 事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の
21 維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者
22 に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により
23 自主保安体制の確立を図るものとする。

24 **3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え**

25 (1) 防災情報通信網等の整備

26 防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に応じた
27 通信機器の整備について配慮する。

28 (2) 応援協力体制の整備

29 ア 町及び防災関係機関は、危険物等における応急対策に万全を期すため、隣接町、

1 広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとと
2 もに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 イ 町、防災関係機関及び航空運送事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとること
4 ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必
5 要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

6 (3) 救助・救急及び医療（助産）救護

7 ア 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1編第2章第
8 5節1」及び「第1編第2章第10節」の定めにより、被害の軽減を図るために必
9 要な措置を講ずるものとする。

10 イ 町は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相
11 互の連携強化に努めるものとする。

12 (4) 危険物等の大量流出時における防除活動

13 町及び消防本部は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を
14 整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備
15 するものとする。

16 (5) 避難対策

17 町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等を
18 あらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1編第2章第9節」
19 の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

20 (6) 消防力の強化

21 ア 事業者のとるべき措置

22 危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学
23 消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常
24 時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

25 イ 町のとるべき措置

26 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、
27 消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。また、消防本部、消防団、自主防災
28 組織等の連携強化に努める。

29 (7) 防災訓練の実施

30 町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、
31 県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油

1 防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

2 **4 防災知識の普及・啓発**

3 町、防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、そ
4 の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知
5 識の普及・啓発に努める。

6 **5 要配慮者対策**

7 町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
8 防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
9 自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、「第1編第3章第1節」により、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

ア 町は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第1編第3章第5節」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

イ 消防本部は、危険物等災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、町は、「第1策編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、

1 関係法及び県地域防災計画の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるもの
2 とする。

3 (2) 町のとるべき措置

4 町、消防本部等は、関係法及び県地域防災計画の定めにより、危険物等災害時の危険
5 物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対す
6 る応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるも
7 のとする。

8 4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

9 (1) 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

10 ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消
11 防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じ
12 て相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）
13 救護活動を実施する。

14 イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、福島海上保安部等と連携
15 し、救助・救急活動を行うものとする。

16 (2) 消火活動

17 ア 消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消
18 火活動を行うものとする。

19 イ 消防本部は、火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

20 ウ 町は、必要な場合、県に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を要
21 請する。

22 エ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援
23 の迅速かつ円滑な実施に努める。

24 5 危険物等の大量流出に対する応急対策

25 町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境
26 モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

27 6 避難誘導

28 (1) 町のとるべき対応

1 町は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、
2 人命の安全を第一に、「第1編第3章第10節」の定めにより、住民等に対し避難の勧告
3 又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

4 (2) 要配慮者対策

5 町は、「第1編第3章第10節」及び「第1編第3章第22節」の定めにより、要配慮者
6 に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必
7 要な措置を講ずる。

8 7 ボランティアとの連携

9 ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、「第1編第3章第23節」により必要
10 な措置を講ずる。

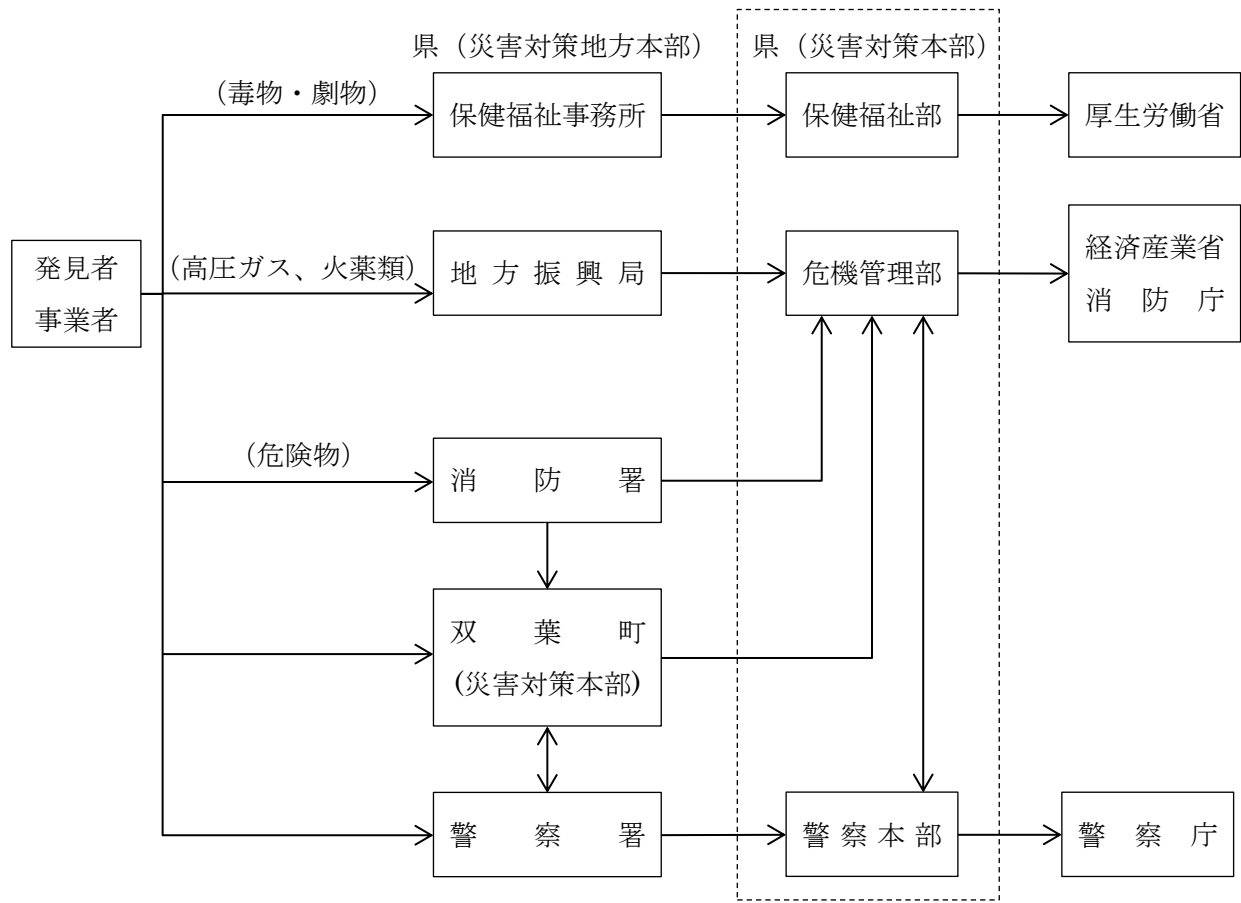
11 8 災害広報

12 町は、県、防災関係機関及び関係事業者と相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着
13 するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火
14 気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被
15 災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必
16 要な措置を講ずるものとする。

17 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

1
2

図表 3-8 危険物等災害情報伝達系統



3 ※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、
4 応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うも
5 のとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

7 町は、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う
8 ものとする。また、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

9 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できな
10 い場合には、「第1編第4章」の定めにより実施する。

11
12

第7章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

ア 市街地の整備

町は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進する。

イ 防災空間の整備

町は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

ウ 建築物の不燃化の推進

町は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

1 **イ 建築物の防火管理体制**

2 町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、火事等の災害から人的、物的損害を最小
3 限度に止めるため、学校、診療所、工場等の防火対象物における防火管理者の設置につ
4 いて指導し、防火管理体制の強化に努める。

5 消防本部は、「第1編第2章第5節3(3)」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の
6 作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理
7 体制の充実を図るものとする。

8 **ウ 建築物の安全対策の推進**

9 (ア) 町は、「第1編第2章第6節2」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点
10 をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防
11 災性の向上を図る。

12 (イ) 消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適
13 マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導
14 をするものとする。

15 **2 大規模な火事災害防止のための情報の充実**

16 **(1) 気象情報の収集及び伝達**

17 町は、大規模な火事災害防止のため、防災行政無線や福島県総合情報通信ネットワー
18 等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表
19 等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策
20 を講ずる。

21 **(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等**

22 ア 福島地方气象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」
23 の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報し、県は、通報を受
24 けたときは、直ちにこれを市町村に伝えるものとする。

25 イ 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認
26 められるときは、火災に関する警報を発することができる。

27 ウ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その区
28 域内に在る者は、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例で定める火の使用の制
29 限に従わなければならない。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る（「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」により実施する。）。

(4) 消防力の強化

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

(5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1編第2章第9節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

1 **4 防災知識の普及・啓発**

2 町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住
3 民等に対して、大規模な火事災害の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき
4 行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

5 **5 要配慮者対策**

6 町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、
7 防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、
8 自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町は、災害が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。
- (3) 町及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

「第1編第3章第1節」の定めにより、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の指定、道路利用者等への情報提供等を行う。

また、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(2) 相互応援協力

ア 町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、「第1編第3章第5節」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

イ 消防本部は、大規模な火災災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な火事災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(2) 消火活動

ア 町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

イ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

ウ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 避難誘導

(1) 町のとるべき措置

町は、「第1編第3章第10節」の定めにより、住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に考え、地域住民等に対し、避難の勧告・指示等の必要な措置を講ずる。

(2) 要配慮者対策

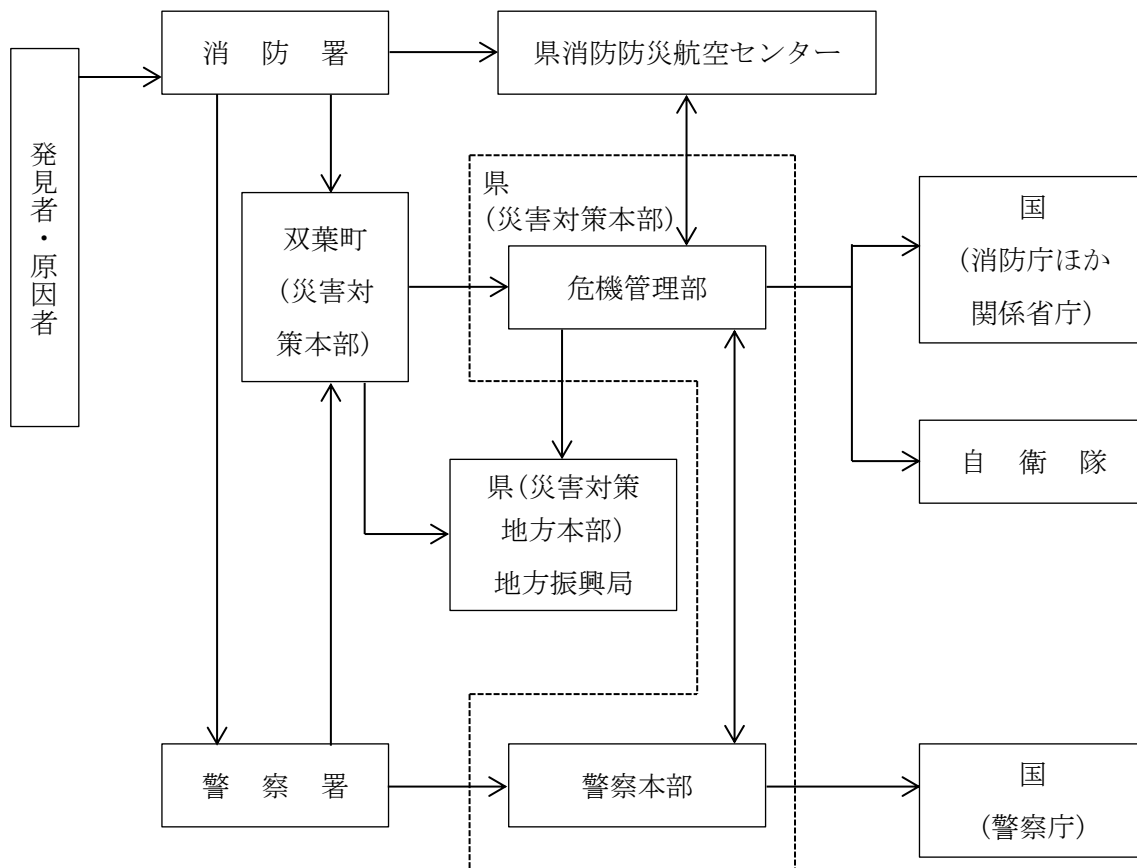
町は、「第1編第3章第10節」及び「第1編第3章第22節」の定めにより、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

5 災害広報

町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必要な措置

1 を講ずる。
2 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するもの
3 とする。
4
5

図表 3-9 大規模な火事災害情報伝達系統



6 ※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、
7 応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うもの
8 とする。
9

10
11

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

町は、国、県及び防災関係機関と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第1編第4章」の定めにより実施する。

第8章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1編」の定めによるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なる。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2017年4月29日には、双葉町・浪江町にまたがる十万山の一部で火災が発生し、同年5月10日まで継続した。この火災による燃焼面積は、75haと推定されている。

2 林野火災に強い地域づくり

(1) 町は、県と協議してその地域特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

また、町は、当該地域の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、町消防計画及び町地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

(2) 町は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

3 林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方气象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、林野火災が隣接町、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接町、広域市町村圏等との応援協定締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1編第2章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る（「第1編第2章第5節1」及び「第1編第2章第10節」により実施する。）。

(4) 消防力の強化

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1編第2章第9節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

町は、林野火災を想定し、「第1編第2章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。
- (2) 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

6 要配慮者対策

町は、「第1編第2章第9節」及び「第1編第2章第15節」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町は、林野火災が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第1編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。
- (3) 町及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

「第1編第3章第1節」の定めにより、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の指定、道路利用者等への情報提供等を行う。

また、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(2) 相互応援協力

ア 町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第1編第3章第5節」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

イ 消防本部は、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な林野火災が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、「第1編第3章第9節」の定めにより、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 町は、「第1編第3章第8節」及び「第1編第3章第12節」の定めにより、消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(2) 消火活動

ア 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

(ア) 出動部隊の出動区域

(イ) 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）

(ウ) 携行する消防機材及びその他の器具

(エ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(オ) 応援部隊の集結場所及び誘導方法

(カ) 応急防火線の設定

(キ) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

(ク) 交代要員の確保

(ケ) 救急救護対策

(コ) 住民等の避難

(サ) 空中消火の要請

(シ) 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。）

イ 町は、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

4 避難誘導

(1) 町のとるべき措置

町は、「第1編第3章第10節」の定めにより、住家等への被害拡大の危険性があると

1 判断した場合には、人命の安全を第一に考え、地域住民等に対し、避難の勧告・指示等
2 の必要な措置を講ずる。

3 (2) 要配慮者対策

4 町は、「第1編第3章第10節」及び「第1編第3章第22節」の定めにより、要配慮者
5 に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必
6 要な措置を講ずる。

7 (3) 森林内の滞在者

8 町、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広
9 報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼び
10 かける。

11 5 災害広報

12 町は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、
13 ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対
14 し適切に広報するとともに、「第1編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずる。

15 なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するもの
16 とする。

17 6 二次災害の防止

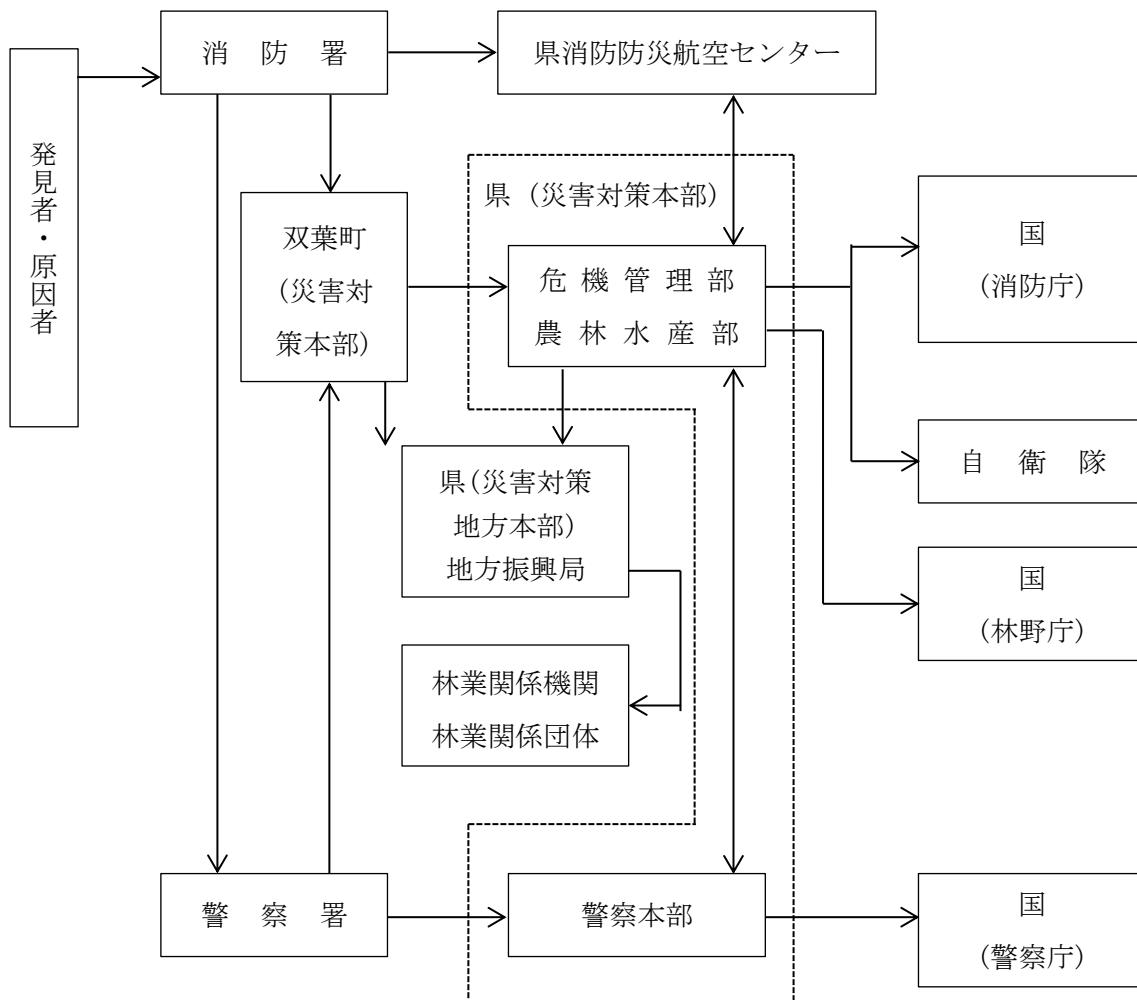
18 (1) 町及び県、国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流
19 等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努
20 める。

21 (2) 町は、必要に応じ、県、国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、
22 土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断さ
23 れた箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行
24 う。

25 (3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な
26 措置を行う。

27
28
29
30

1 図表3-10 林野火災情報伝達系統



2 ※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、
3 応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うも
4 のとする。
5

6
7 **第3節 林野火災復旧対策計画**

8 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できな
9 い場合には、「第1編第4章」の定めにより、実施する。

10 また、町は、必要に応じ、国、県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の
11 復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。
12